

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省年金局年金課

1. 改正の趣旨

- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）第 2 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき同条第 1 項に規定する対象事業主等が支払う特例納付保険料の額については、当該特例納付保険料に係る期間に対応する未納保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額とされている。
- 当該厚生労働省令で定める加算額は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 151 号）第 2 条において、未納保険料の額に、納付すべき特例納付保険料に係る年度ごとに定める追納加算率を乗じて得た額としていることから、今般、令和 7 年度において用いる令和 4 年度分の追納加算率を定める（※ 1）とともに、令和 3 年度以前の各年度の追納加算率を改定する（※ 2）。

※ 1 追納加算率については、以下の指標により設定。

- ・平成 16 年度以前：財政再計算上の予定運用利回り
- ・平成 17 年度以降：前年各月発行の 10 年国債の表面利率の平均

※ 2 追納加算率については、国民年金の保険料の追納加算率等にならい、毎年度、前年各月発行の 10 年国債の表面利率の平均値により改定を行っている。

2. 改正の概要

- 令和 6 年各月発行の 10 年国債の表面利率の平均が 0.9%であることを踏まえ、令和 7 年度において用いる令和 4 年度分の追納加算率を 0.9%とするとともに、令和 3 年度以前の各年度における追納加算率の改定を行う。

3. 根拠条項

- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 2 条第 1 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和 7 年 3 月 28 日
- 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日